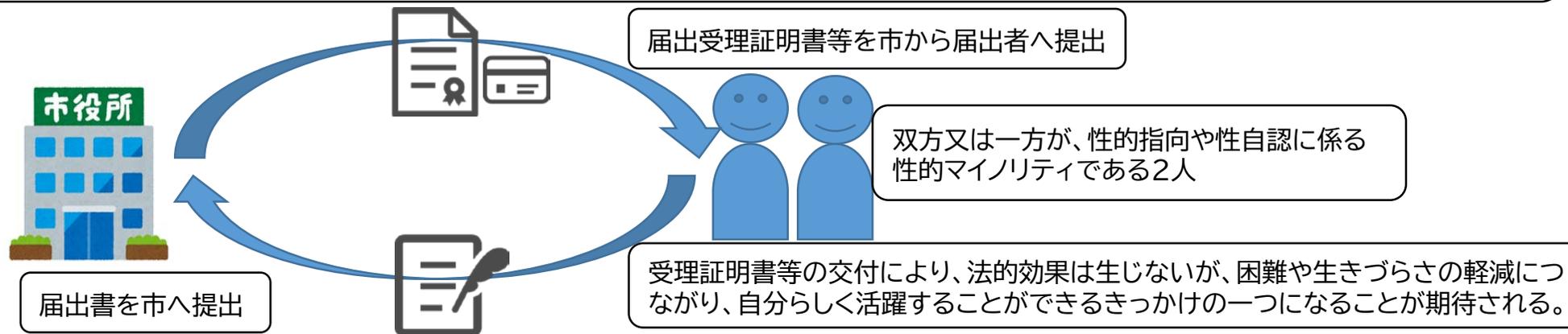


## 概要

パートナーシップ届出制度は、お互いの関係が「パートナーシップ」である旨の届出書を提出した性的マイノリティの2人に対して、市から届出受理証明書等を交付する制度である。

ファミリーシップ届出制度は、パートナーシップの届出をする方に子どもや親等がいる場合、家族の関係にあることを届出する制度である。



性的マイノリティの困難や生きづらさの軽減を図り、性の多様性に対する社会的理解を促進していくため、「戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」を令和4年10月11日に創設予定。

## 届出の対象者

- (1) 18歳以上の者であること。
- (2) 市内在住又は市内への転入を予定していること。
- (3) 近親者(直系血族、三親等以内の傍系血族、直系姻族)でないこと(養子縁組によって近親者となった者を除く。)
- (4) 配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む。)がないこと。
- (5) 届出をしようとする相手以外にパートナーシップその他類似の関係にある者がいないこと。

## 制度により適用できる行政サービス

記念樹の配布や、市営住宅への入居に受理証明書を活用することを現時点で想定

## その他

- ・パートナーシップの解消などが生じたときは、受理証明書等を返還。
- ・届出の内容に虚偽があったときなどに該当する届出は、無効。
- ・性別違和等の理由があるときは、戸籍上の氏名と併せて通称名の使用が可能。
- ・市職員互助会における給付などについても検討中